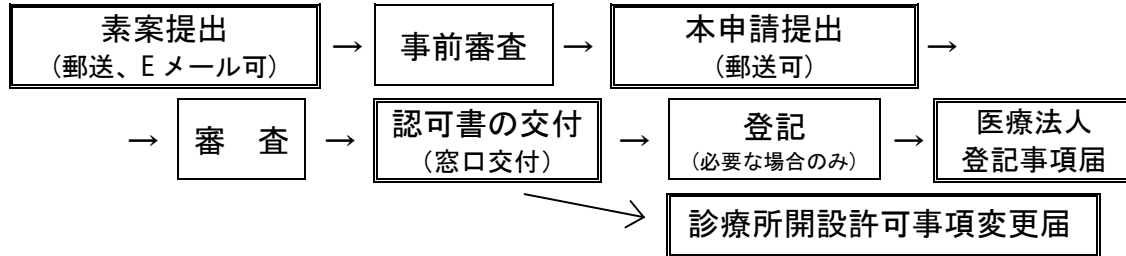


手続所所轄及び住居表示変更に伴う
定款等変更認可申請の際の必要書類等について

<事務処理フロー>



	必 要 書 類
1	定款等変更認可申請書
2	理事長の原本証明
3	社員総会(社団)又は理事会(評議員会)(財団)の議事録(写)
4	定款等の新旧対照表
5	現在の定款(写)
6	変更後の定款(案)

注1. 素案への押印は不要です。

注2. 本申請は、担当者の指示を受け、正本1部と副本1部を提出してください。

注3. (写)を提出する場合は理事長の原本証明が必要です。(原本証明例は記載例を参照)

注4. 変更後の定款案は印鑑不要です。

変更後の定款の表題には“医療法人〇〇〇会定款(案)”と印字をお願いします。

注5. このほか、必要に応じ添付書類の追加を求める場合があります。

注6. 下記書類例は市のモデル定款の変更になりますので、各法人の現在の定款の内容で、“新旧条文対照表及び定款(案)”の作成をお願いします。

注7. 定款変更に伴い、診療所等に関する開設許可事項変更届が必要になります(医療法施行令第4条第1項)。

注8. 登記事項に変更が生じる場合は定款変更認可後、登記する必要があります(登記事項に診療所等の住所が含まれている場合等)。

問い合わせ先

相模原市保健所 医事薬事課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15

TEL 042-769-8343(直通)

E-mail ijiyakuji@city.sagamihara.kanagawa.jp

様式第38号（規則第22条第1項関係）

定款（寄附行為）変更認可申請書

年 月 日

相模原市長 あて

主たる事務所の所在地

医療法人名

印

理事長氏名

電話番号

()

次のとおり申請します。

1 変更しようとする定款又は寄附行為の条項	別紙新旧条文対照表のとおり
2 変更の事由	相模原市の政令指定都市への移行に伴う住所表示の変更 医療法人の手続き所轄の変更

添付書類 1 定款又は寄附行為の新旧対照表

2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所又は老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

(1) 定款又は寄附行為の新旧対照表

(2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類

(3) 当該医療法人の資産の総額の100分の20に相当する額以上の自己資本を有していることを証する書類（新たに病院又は老人保健施設を開設しようとする場合に限る。）

(4) 診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

(5) 管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(6) 変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

4 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が医療法第４２条第１項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

(1) 定款又は寄附行為の新旧対照表

(2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類

(3) 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

(4) 変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

5 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が医療法第４２条第２項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる書類

(1) 定款又は寄附行為の新旧対照表

(2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類

(3) 医療法施行第３０条の３５第１項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

(4) 医療法第４２条第２項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

(5) 変更後２年間の事業計画及びこれに伴う予算書

新旧条文対照表

新	旧
<p>(事務所) 第2条 本社は事務所を<u>相模原市〇〇区〇〇町〇番地</u>に置く。</p> <p>(事業) 第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所 <u>相模原市〇〇区〇〇町〇番地</u></p> <p>(決算の承認) 第17条 (略) 2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を<u>相模原市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(役員の選任) 第20条 (略) 2 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、<u>相模原市長</u>の認可を受けた場合はこの限りではない。 3～4 (略)</p> <p>(役員の職務及び権限) 第21条 (略) 2～3 (略) 4 (略) (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>相模原市長</u>又は社員総会に報告すること。 (5)～(6) (略) 5 (略)</p> <p>(定款の変更) 第35条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、<u>相模原市長</u>の認可を受けなければ変更することができない。</p>	<p>(事務所) 第2条 本社は事務所を<u>相模原市〇〇町〇番地</u>に置く。</p> <p>(事業) 第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所 <u>相模原市〇〇町〇番地</u></p> <p>(決算の承認) 第17条 (略) 2 (略) 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を<u>神奈川県知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(役員の選任) 第20条 (略) 2 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、<u>神奈川県知事</u>の認可を受けた場合はこの限りではない。 3～4 (略)</p> <p>(役員の職務及び権限) 第21条 (略) 2～3 (略) 4 (略) (1)～(3) (略) (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>神奈川県知事</u>又は社員総会に報告すること。 (5)～(6) (略) 5 (略)</p> <p>(定款の変更) 第35条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、<u>神奈川県知事</u>の認可を受けなければ変更することができない。</p>

<p>(解散) 第36条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、<u>相模原市長</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(清算人) 第37条 (略) 2 清算人は、前条第1項第3号から第7号に掲げる事由によって本団が解散した場合には、<u>相模原市長</u>にその旨を届け出なければならない。 3 (略)</p> <p>(合併) 第39条 本団は、総社員の同意があるときは、<u>相模原市長</u>の認可を得て、他の団医療法人と合併することができる。</p> <p>(施行期日) 第41条 この定款は、<u>相模原市長</u>の認可の日より施行する。</p>	<p>(解散) 第36条 (略) 2 (略) 3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、<u>神奈川県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(清算人) 第37条 (略) 2 清算人は、前条第1項第3号から第7号に掲げる事由によって本団が解散した場合には、<u>神奈川県知事</u>にその旨を届け出なければならない。 3 (略)</p> <p>(合併) 第39条 本団は、総社員の同意があるときは、<u>神奈川県知事</u>の認可を得て、他の団医療法人と合併することができる。</p> <p>(施行期日) 第41条 この定款は、<u>神奈川県知事</u>の認可の日より施行する。</p>
---	---

※社団型医療法人が手続き所轄及び住居表示の変更のみを行う場合の議事録例

(臨時) 社員総会議事録

1. 日 時 平成 年 月 日 時～ 時
2. 場 所 において
3. 出席者 ※出席者の氏名を記載。委任状出席者の氏名、欠席者の氏名も記載する。
(本団社員総数 名のうち、 名出席)

本団定款第〇条により理事長 が議長となり、必要な定足数に達したことを確認したのち、開会を宣し議事に入った。

第1号議案 議事録署名人選出の件

本日の議事の経過及び決議を明確にするため、議事録署名人2名の選出を求めたところ、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏の2名が選出され、両名もこれを承諾した。

第2号議案 定款の一部変更承認の件

議長は発言し、地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき、平成22年4月1日より相模原市に行政区が設置されたことに伴う住所変更及び、医療法人に関する手続きの所轄変更に伴い、別紙新旧条文対照表のとおり、定款の一部を変更する必要がある旨を述べ、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって、本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため出席社員全員が署名捺印する。

議長（理事長）	印
議事録署名人（社員）	印
議事録署名人（社員）	印

※ 社員が少数である場合、議事録署名人を選出せず、出席者全員の署名捺印でもよい。

理事長の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- 1 社員総会議事録（財団型医療法人の場合は理事会(評議員会)議事録)
- 2 現行定款
- 3 その他

平成 年 月 日

医療法人〇〇会

理事長 ○ ○ ○ ○ ⑩

(社団医療法人モデル定款例)

医療法人 ○○会 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本社は、医療法人○○会と称する。

(事務所)

第2条 本社は事務所を相模原市○○区○○町○番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。

(事業)

第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

○○診療所 相模原市○○区○○町○番地

第3章 基金

(募集)

第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(返還義務)

第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

(返還手続き)

第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1) 基金（代替基金を含む。）

(2) 資本剰余金

(3) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者

に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。

(返還に係る債権)

第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

(代替基金)

第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第4章 社員

(社員資格の取得)

第10条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(社員資格の喪失)

第11条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(退社)

第12条 前条に定める場合のほかやむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、社員総会の承認を得て退社することができる。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第13条 本社団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(資産の管理)

第14条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

(予算の議決)

第15条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。

(会計年度)

第16条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算の承認)

第17条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成しなければならない。

- 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を相模原市長に届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第18条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第19条 本会社に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
うち 理事長 1名
 - (2) 監事 1名
- 2 理事及び監事は、社員総会において選任する。

(役員を選任)

第20条 理事長は、理事の互選によって定める。

- 2 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、相模原市長の認可を受けた場合はこの限りではない。
- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員職務及び権限)

第21条 理事長のみが本会社を代表する。

- 2 理事長は、本会社の業務を総理する。
- 3 理事は、本会社の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本会社の業務を監査すること。
 - (2) 本会社の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本会社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本会社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを相模原市長又は社員総会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。
 - (6) 本会社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。
- 5 監事は、本会社の理事又は職員(本会社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。

(役員任期)

第22条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第7章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、社員総会及び理事会の二つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

(会議の開催)

第24条 定時総会は、毎年2回、3月及び5月に開催する。

(招集)

第25条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。

- 2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。
- 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

(議決事項)

第26条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (3) 収支予算及び決算の決定
- (4) 剰余金又は損失金の処理
- (5) 借入金額の最高限度の決定
- (6) 社員の入社及び除名
- (7) 本団体の解散
- (8) 他の医療法人との合併契約の締結
- (9) その他重要な事項

(議決の方法)

第27条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

(招集の通知)

第28条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

- 2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議決権及び選挙権)

第29条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

(書面議決及び代理人)

第30条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

(議事録)

第31条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 社員の現在数及び氏名
- (3) 出席社員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領

2 議事録には議長及び議事録署名人が、署名捺印しなければならない。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出するものとする。

(理事会)

第32条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 社員総会に付議する事項
- (2) その他理事長が付議する事項

(議決権のない場合)

第33条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

(細則)

第34条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、**相模原市長**の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 本社は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の議決
- (3) 第4条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 社員の欠亡
- (6) 破産手続開始の決定
- (7) 設立認可の取消

2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の議決をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、**相模原市長**の認可を受けなければならない。

(清算人)

第37条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、前条第1項第3号から第7号に掲げる事由によって本会社が解散した場合には、**相模原市長**

にその旨を届け出なければならない。

- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。
- (1) 現務の結了
 - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
 - (3) 残余財産の引渡し

(残余財産)

第38条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団医療法人又は社団医療法人であつて持分の定めのないもの

(合併)

第39条 本団は、総社員の同意があるときは、**相模原市長**の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雑 則

(公告の方法)

第40条 本団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。

(施行期日)

第41条 この定款は、**相模原市長**の認可の日より施行する。

(他法との関係)

第42条 この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。

(施行細則)

第43条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

第1条 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○
理 事 △ △ △ △
同 △ △ ○ ○
監 事 □ □ □ □

第2条 本団の最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から平成 年3月31日までとする。

第3条 本団設立当初の役員の任期は、第22条第1項の規定にかかわらず、平成 年3月31日までとする。